

参考資料

(1) 都市再生緊急整備地域の概要

- 都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を促進すべき地域において、民間に存在する資金やノウハウなどの民間の力を引き出し、社会変化に対応し、都市の魅力と国際競争力を高める目的を持ち、政令によって指定され、同地域内において、都市計画の特例、金融支援、税制支援等の特別措置がある。

〈都市再生の意義〉

- 民間に存在する資金やノウハウなどの民間の力を引き出し、それを都市に振り向け、さらに新たな需要を喚起することにより、経済再生の実現につなげる。
- 急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応し、我が国の活力の源泉である都市の魅力と国際競争力を高める。
- 土地の流動化を通じて不良債権問題の解消に寄与する。

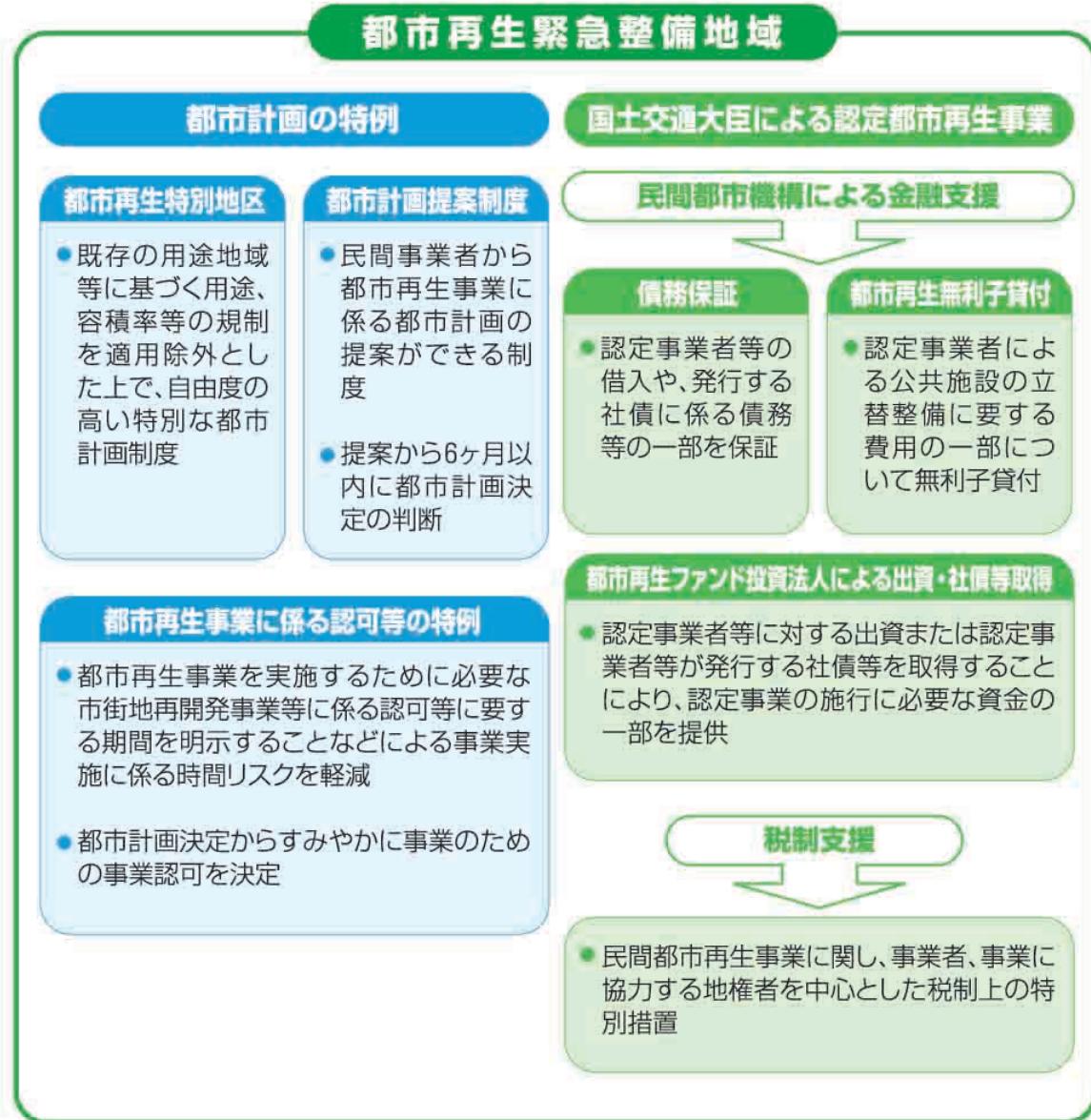
〈都市再生の目標〉

- 文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力にあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようとする。

[重視する観点]

- ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換
- イ 地震に危険な市街地の存在、慢性的な交通渋滞、交通事故など都市生活に過重な負担を強いている「20世紀の負の遺産」を緊急に解消
- ウ 国際競争力のある世界都市、安心して暮らせる美しい都市の形成、持続発展可能な社会の実現、自然と共生した社会の形成などの「21世紀の新しい都市創造」
- エ 施設等の整備に併せ、これまで蓄積された都市資産の価値を的確に評価し、将来に向けて大切に活用
- オ 先進的な産業活動の場、暮らしや生活を支えるという都市が併せ持つ二つの機能を充実させ、国民生活の質の向上に資する

〈特例措置の概要〉



(2) まちづくり交付金制度の概要

- 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金。

〈都市再生整備計画〉

① 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を掲載した都市再生整備計画を作成。

② 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付。

③ 事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況に関する事後評価を求めることとし、その結果等についてチェックし公表。

〈交付対象〉

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- 道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- 高齢者向け有料賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- 市町村の提案に基づく事業（一定の範囲内）
- 各種調査や社会実験等のソフト事業（一定の範囲内）

(3) 公民連携のまちづくりへの推進体制事例

まちづくりを推進する組織の役割は以下のようなことが考えられます。

- 土地利用・導入施設の再検討、企業誘致の推進
- 都市のサービス産業施設等の事業スキームの検討、コンペの実施
- （まちづくり交付金の取得に向けた都市再生整備計画の検討）

他都市事例として大阪駅北地区まちづくり推進機構の事例を紹介します。

大阪駅北地区まちづくり推進機構の概要

「大阪駅北地区まちづくり推進協議会」で位置づけられたコンセプト・開発計画を実現するためのまちづくり実行組織（当面は、ナレッジ・キャピタル企画委員会で議論する構想のコンセプト等をベースとして、その実現化を図る。）

- 役 割：事業コンペの要綱作成
　　国の機関などの公的施設の誘致推進
　　知的創造拠点の中核施設や民間開発事業者の誘致活動の展開
- 会 長：関西経済連合会会長
- 委 員（経済界）：関西経済連合会、大阪商工会議所、関西経済同友会
（行政・国）：大阪府、大阪市、都市再生機構、日本政策投資銀行
（企業）：大阪ガス、関西電力他
- 事 務 局：関経連、大阪市、都市再生機構、大商、関西経済同友会

大阪駅北地区まちづくり推進機構（仮称）規約（案）

平成16年11月26日制定

名 称

第1条 本組織は、大阪駅北地区まちづくり推進機構（以下「機構」という）と称する。

目 的

第2条 本機構は、「大阪駅北地区まちづくり基本計画」で位置づけられたコンセプト・開発計画の実現をめざし、大阪駅北地区まちづくり推進協議会、地権者、大学等研究・教育機関との連携の下、関係者が一致協力して、民間事業者の幅広い参画を促す環境づくり、民間活力を最大限引き出すような知恵の結集に取り組み、大阪駅北地区のまちづくりを強力に推進することを目的とする。

事 業

第3条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ナショナルプロジェクトにふさわしい施設の企画・誘致
- (2) 一体開発を誘導するための企画・調整
- (3) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

会員・委員

第4条 本機構の会員は、別表に掲げる行政機関・経済団体・企業等とし、会員はその代表者を委員として届け出る。

役 員

第5条 本機構に、次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
- 2 会長、副会長は、第6条に定める総会において選任する。
- 3 会長は、本会を代表し、業務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を代行する。
- 5 役員の任期は2年とする。

総 会

- 第6条 総会は、委員をもって構成し、本機構の最高議決機関とする。
- 2 総会は、第3条に定める事業について本機構としての重要な意思決定を行う。
- 3 総会は、会長が招集し、主宰する。

最高顧問

- 第7条 本機構に、最高顧問を置くことができる。
- 2 最高顧問は、会長が委嘱する。
- 3 最高顧問は、本機構の業務の遂行に関し会長の諮問にこたえ、また総会に出席して意見を述べることができる。
- 4 最高顧問の任期は2年とする。

室

- 第8条 本機構に、室を置くことができるものとする。室について必要な事項は、会長が定める。
- 2 室の構成員は、会長が選任する。

会費等

- 第9条 本機構の運営に必要な会費は、別に定める。また、本機構の活動の一環として実施する共同調査、プロモーション等の活動を行う場合の経費は、会員から分担金等を徴収することができる。

事務局

- 第10条 本機構の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局は、関西経済連合会、大阪市、都市再生機構、大阪商工会議所、関西経済同友会が協力して運営する。

附 則

- 1 この規約は、平成16年11月26日から施行する。
- 2 設立当初の会長は、規約第5条の規定にかかわらず、設立総会において選任する。
- 3 役員および最高顧問の任期は、規約第5条および第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

(*(独)都市再生機構の資料より転記)

(4) キャスティ21整備プログラム庁内検討委員会要綱

設 置

第1条 キャスティ21計画を推進するにあたり、キャスティ21計画懇話会の提言を踏まえ、その整備プログラムの案を作成するため、キャスティ21整備プログラム庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

所掌事務

第2条 委員会は、JR山陽本線等連続立体交差事業の事業計画に合わせ、主として駅ビル及びコアゾーンの整備方針、整備手法、整備スケジュール等を整理した整備プログラムの案を作成し、市長に報告するものとする。

組 織

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長において必要と認めるときは、別表第1に掲げる者のほかに臨時に委員を命ずることができる。

委員長等の職務

第4条 委員長は、委員会の会務を統括し、代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

会 議

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議を主宰する。
- 3 委員長において必要と認めるときは、会議に関係者又は学識経験者の出席を求め、意見を聴取することができる。

幹事会

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が必要の都度招集する。
- 4 幹事長は、幹事会の会議を主宰する。
- 5 幹事会は、第2条に規定する整備プログラムの案の作成に必要な事項について調査研究し、その方策をまとめて、委員会に報告するものとする。

庶務

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、都心再生推進室において処理する。

補則

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年5月24日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定により市長に報告したときにその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

委員長	高架事業推進室を担当する助役
副委員長	技術管理監
委員	企画財政局長、総務局長、都市局長、都市整備局長

別表第2 (第6条関係)

幹事長	都心再生推進室長
副幹事長	高架事業推進室長及び高架事業推進室参事
幹事	政策企画課長、都市計画課長、委員長が指名する高架事業推進室主幹及び都心再生推進室主幹

キャスティ21整備プログラム

発行年月：平成18年(2006年)6月

発 行：姫路市

編 集：姫路駅周辺整備室
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL 079-221-2386・2587
FAX 079-221-2557
e-mail:ekishuhen@city.himeji.hyogo.jp
<http://www.city.himeji.hyogo.jp/ekishuhen/>
